

2025 年 7 月 10 日 全 7 頁

介護情報基盤の構築に向けた現状と課題

全国実施の遅れは地域包括ケアシステムの推進にもマイナスの影響

政策調査部 主任研究員 石橋 未来

[要約]

- 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（2023 年 5 月 19 日公布）により、被保険者、介護事業者、その他の関係者による被保険者に係る介護情報等の共有・活用を促進することが、介護保険の保険者である市町村の地域支援事業に位置付けられた。その中核を担う仕組みが、全国医療情報プラットフォームに含まれる介護情報基盤である。
- 介護情報基盤とは、介護に関する情報を全国で安全かつ効率的に共有・活用するための仕組みである。介護サービス利用者の情報を関係者間で電子的に共有するため、紙ベースでのやり取りが減り、介護現場の業務効率化につながる。蓄積された情報を活用して事業所間や多職種間の連携を強化するなど、介護サービスの質の向上も期待される。
- 2026 年 4 月 1 日からの介護情報基盤の全国実施に向け、2025 年度末までに全ての市町村が、介護保険事務システムの標準準拠システムへの移行対応（標準化対応）を完了させることが目指されていた。だが、半数以上の自治体が、2025 年度末までの標準準拠システムへの移行が難しいと調査で回答したことから、全市町村での基盤の活用開始時期については改めて検討・設定する方針が 2025 年 3 月に示されていた。
- 2025 年 6 月末、厚生労働省は、2026 年度より準備が整った自治体から介護情報基盤の運用を開始するとし、全市町村での情報共有開始を 2028 年 4 月 1 日からとする新たなスケジュール案を示した。介護情報基盤の全国実施の遅れは、医療と介護の切れ目ない連携を目指す地域包括ケアシステムの推進上も望ましくない。介護事業所の ICT 環境の整備と併せ、介護情報基盤の早期構築が求められる。

はじめに

超高齢社会にある日本では、増加する介護需要に対し、介護人材不足の問題などから介護サービスの提供が追い付かない状況が生じている。介護現場では、少ない職員が多くの業務をこなしており、手書きの記録や紙ベースでの情報共有が負担となっている¹。また、医学の発展等に

¹ 介護分野では、それ以前から関連文書の項目削除や効率化・標準化、ICT 化が一定程度進められてきてはいたが、「成長戦略フォローアップ」（2019 年 6 月 21 日閣議決定）において、2020 年代初頭までの文書量の半減

より複雑な症状を抱える高齢者が増加し、多様なニーズに対応した質の高いサービスの提供が介護の領域においても求められている。

職員の負担軽減とサービスの質の向上を図るためには、介護情報の利活用が不可欠である。利用者の情報を電子的に共有することで業務を効率化し、その結果、生み出された時間を直接的な介護に充てることができれば、限られた職員でもより多くの利用者に必要なサービスを提供することができる。さらに、データを基に本人の状態に合った適切なケアを提供することで、利用者の生活の質（QOL）の向上や満足度の向上も期待される。

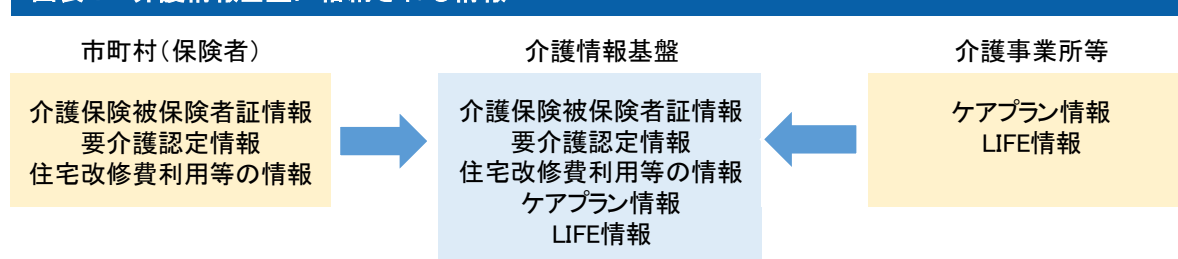
この点、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（2023 年 5 月 19 日公布）により介護保険法等が改正され、介護事業所や自治体に分散している介護情報等に関する電子的な基盤が整備される。具体的には、介護保険の保険者である市町村が実施している地域支援事業に、被保険者・介護事業者・その他の関係者が被保険者（介護サービス利用者）に係る情報を共有し活用することを促進する事業が位置付けられた。

本稿では、介護に関する情報を関係者間で電子的に共有・活用するための仕組みである、介護情報基盤の構築に向けた現状と課題を整理し、早期の全国実施が重要な点を述べる。

介護情報基盤を活用した情報共有

介護情報基盤は、医療情報基盤等と一体である全国医療情報プラットフォームの一部であり、「医療 DX の推進に関する工程表」（2023 年 6 月 2 日 医療 DX 推進本部決定）では、2026 年度からの全国実施が計画されている（ただし、後述するように、この計画は遅れる見通しである）。介護情報基盤には、市町村が保有する介護保険被保険者証情報（限度額認定証、負担割合証を含む）、要介護認定情報（主治医意見書、認定事務の進捗状況に関する情報を含む）、住宅改修費利用等の情報、また、介護事業所が保有するケアプラン情報（介護サービス計画）、LIFE（科学的介護情報システム）情報（利用者の状態やケアの内容・効果に関する情報）などが格納される予定である（図表 1）。

図表 1 介護情報基盤に格納される情報



（出所）厚生労働省「介護情報基盤について」第 118 回社会保障審議会介護保険部会 資料 2（2025 年 3 月 17 日）より大和総研作成

を目指すとして、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（2019 年 6 月 21 日閣議決定）において、国と地方の連携により標準化・ガイドライン化を進めるとされた。

各自治体や各介護事業所等に分散しているこれらの介護情報を、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等で電子的に共有すれば、自治体は、利用者が受けている自立支援・重度化防止の取り組みの状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用することができる。また、利用者は、自身の介護情報をマイナポータル経由で閲覧して、主体的に介護サービスを選択することが可能になる。介護事業者や医療機関が、本人同意の下、介護情報等を閲覧して、提供する介護・医療サービスの質を向上させたりする効果も期待される。

さらに、紙のやり取りが多い要介護認定事務を介護情報基盤で電子化できれば、自治体、介護事業所、医療機関等の事務負担が軽減され、要介護認定に要する期間（2023 年度集計によると、申請から認定結果受領までの期間は平均 40.8 日²⁾）が短縮するといったメリットも見込まれる。

本格稼働に向けて必要な準備の遅れ

2026 年 4 月 1 日からの介護情報基盤の全国実施に向け、2025 年度末までに保険者である全ての市町村が、介護保険事務システムの標準準拠システムへの移行対応（標準化対応）を完了させることが目指されていた。標準準拠システムとは、国が定めた基準に適合するように移行した地方公共団体における基幹業務システムのことで、対象は介護保険を含む 20 業務³⁾である。2021 年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（標準化法）が成立・施行され、自治体の負担軽減と住民サービスの向上等を目的に、20 業務に関する基幹業務システムを統一・標準化することが自治体に義務付けられた⁴⁾。国が地方公共団体に対し、早期の移行計画の策定や移行先システムの事業者の決定を行えるよう支援することで、地方公共団体には 2025 年度末までに標準準拠システムへ移行することが求められている。

しかし、2025 年 2 月に改めて実施された自治体向けのアンケート調査では、回答した 1,733 の自治体のうち約 7 割が、2025 年度末までの移行が難しいと回答した（図表 2 上）。この割合は、特に政令指定都市・23 区や中核市で大きい。背景には、人口規模が大きい自治体ほど事務処理業務が大規模であり、システムに独自のカスタマイズが施されてきたことなどがある。政令指定都市・23 区と中核市（91 団体）では⁵⁾、移行予定時期を 2026 年度までとした自治体が約 52%、2027 年度までを含めても約 84%にとどまり、2028 年度以降になると回答した自治体も約 16%あった（図表 2 下）。

厚生労働省はそうした状況を踏まえ、2026 年度より介護保険事務システムの標準化対応が完了した市町村から介護情報基盤の活用を順次開始することとし、全市町村で介護情報基盤の活用を開始する時期については改めて検討する方針を、2025 年 3 月の社会保障審議会介護保険部

²⁾ 厚生労働省「介護情報基盤について」第 113 回社会保障審議会介護保険部会 資料 1（2024 年 7 月 8 日）

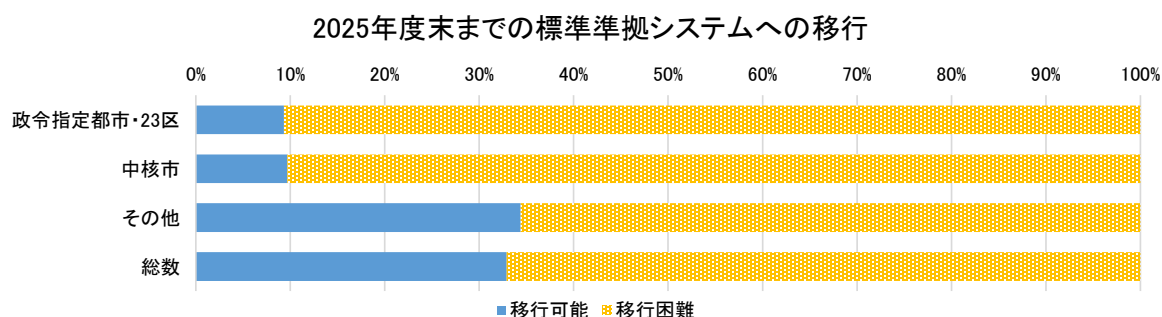
³⁾ 基幹業務システム標準化の対象となる 20 業務とは、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金のこと。

⁴⁾ 地方公共団体情報システムの統一・標準化について、詳しくは、田邊美穂「[期限迫る『2025 年の崖』をどう乗り越えるか](#)」（2024 年 8 月 9 日、大和総研レポート）を参照。

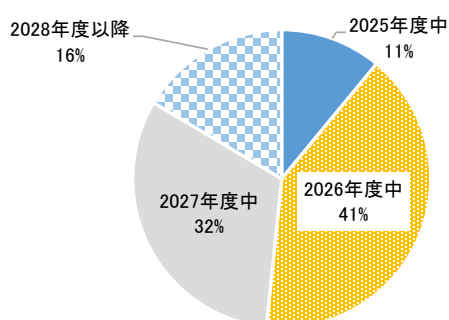
⁵⁾ 「調整中」「未定」等と回答した自治体を除く。

会で示した⁶。

図表 2 介護情報基盤の整備に向けた自治体向けアンケート調査結果（2025 年 2 月実施）



標準準拠システムへの移行予定時期
政令指定都市・23区、中核市



（出所）厚生労働省「介護情報基盤について」第 118 回社会保障審議会介護保険部会 資料 2（2025 年 3 月 17 日）より大和総研作成

それ以外にも、介護情報基盤の全国実施に向けては、介護現場の ICT の環境整備が不十分という課題がある。介護事業所には、介護情報基盤に格納されている利用者の介護保険被保険者証情報や要介護認定情報等を閲覧したり、利用者のケアプラン情報やLIFE情報を基盤に登録したりすることによる、業務効率化やサービスの質の向上が期待されている。だが、そのために必要なインターネット環境の整備、介護情報基盤に接続して情報を閲覧する端末の準備、マイナンバーカードを読み込むカードリーダーの準備、閲覧端末のセキュリティ対策の 4 点を満たしている事業者はほとんどないとされる⁷。

例えば、ケアプラン情報をケアマネジャー・介護事業所間で電子的に受け渡すケアプランデータ連携システムを利用している市区町村の割合は、2024 年 8 月末時点で 42.7%だった（デジタル庁「介護現場の生産性向上に関するダッシュボード」）。政府は、この割合を 2029 年に 100%とする KPI を掲げている⁸。ただし、これは、少なくとも一つの管内事業者がケアプラン連携システムを利用している市区町村の割合であり、その市区町村にある全ての介護事業所で電子的

⁶ 厚生労働省 第 118 回社会保障審議会介護保険部会 資料 2 及び議事録（2025 年 3 月 17 日）

⁷ 厚生労働省 第 113 回社会保障審議会介護保険部会 議事録（2024 年 7 月 8 日）

⁸ 厚生労働省「介護現場の生産性向上について自治体の皆様に期待すること ～ケアプランデータ連携システムを中心に」（2024 年 6 月 26 日）

な受け渡しが可能という意味ではない。実際、全国の介護事業所のケアプランデータ連携システムの利用率は、2025 年 5 月末時点で 7.2%にとどまる⁹。

また、介護事業所が介護情報基盤へアクセスする際には、利用者の機微情報を含む介護情報を取り扱うことから、TLS1.3 以上（暗号化プロトコルのバージョン）のインターネット接続と、クライアント証明書（個人や組織を認証し発行される電子証明書）を用いた認証を組み合わせた方式が想定されている¹⁰。端末やログイン ID、パスワード等の管理などに加え、これらのセキュリティ対策を講じることは、近年の物価高騰等の影響を受ける介護事業所にとって重い費用負担になるだろう¹¹。

早期の基盤整備が求められる

このように課題はあるが、介護情報を安全かつ効率的に共有・活用できる介護情報基盤の整備は極めて重要である。2040 年に向けて医療と介護の複合的なニーズを抱える 85 歳以上人口が増加していく中、医療と介護の一層の連携が求められる。全国医療情報プラットフォームの一部である介護情報基盤の本格稼働が遅れば、例えば、医療機関から退院した後の在宅介護や施設介護への引き継ぎがスムーズに行えないなど、医療と介護の切れ目ない連携を目指す地域包括ケアシステムの推進にも影響を及ぼす。介護情報が共有されないことで、サービスが重複したり、必要な支援が提供されなかったりと、サービスの質の改善につながらない懸念もある。

2024 年 12 月 24 日に閣議決定された地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定では、標準準拠システムへの移行が 2026 年度以降とならざるを得ないシステムを有する自治体（2025 年 4 月末時点で 33.9%の自治体¹²）について、概ね 5 年以内に標準準拠システムへ移行できるよう国が積極的に支援するとし、移行完了期限を緩和した。平将明デジタル大臣は、「…5 年延長というのはマックス 5 年ということで、それよりも早く実現できるようにサポートしていきたい」¹³と述べたが、全国的な介護情報基盤の活用が、2030 年度まで遅れる可能性があるということだ。

実際、前出のアンケート調査では、標準準拠システムへの移行予定時期を「調整中」「未定」等と回答した自治体が 134 団体あったほか、2028 年度以降とした自治体が 52 団体あった。この 52 団体のうち、人口規模の大きい政令指定都市・23 区と中核市が合計で 15 団体も含まれており、人口ベースで見ればより多くの利用者が、2028 年度以降も介護情報の共有・閲覧によるメリットを享受できないことになる。

そうした中、厚生労働省は、2026 年度以降、標準準拠システムへの移行および情報の格納等

⁹ 厚生労働省「介護情報基盤について」第 122 回社会保障審議会介護保険部会 資料 3（2025 年 6 月 30 日）

¹⁰ 厚生労働省「介護情報基盤について」第 119 回社会保障審議会介護保険部会 資料 2（2025 年 4 月 21 日）

¹¹ 2024 年 12 月、政府は、重点支援地方交付金（2024 年度補正予算 1.1 兆円）を活用した介護サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業の実施を決めた。

¹² デジタル庁ウェブサイト「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」（2025 年 7 月 1 日閲覧）

¹³ デジタル庁ウェブサイト「平大臣記者会見（令和 6 年 12 月 24 日）」（2025 年 7 月 1 日閲覧）。

の準備が整った市町村から介護情報基盤経由での情報共有を開始し、全市町村での活用を 2028 年 4 月 1 日からとする新たなスケジュール案を 6 月 30 日の社会保障審議会介護保険部会で示した¹⁴。これに遅れることなく全市町村での運用が開始できるよう、あらゆる支援策を講じて、地方公共団体情報システムの標準準拠システムへの移行を加速させるべきだろう。

また、介護事業所や医療機関の費用負担に関しては、介護情報基盤を活用する上で必要な環境整備に向けた支援が 2025 年夏頃から開始される予定である。具体的には、ウェブサービスにアクセスするために必要となる利用端末へのクライアント証明書の導入やウェブサービスの設定等の費用、カードリーダー等の購入費用、文書作成ソフト・電子カルテに主治医意見書を送信する機能を搭載する費用等について、介護事業所等ごと（介護事業所の場合はサービス種別ごと）に上限額を設定して支援が行われる（2024 年度補正予算 50 億円程度¹⁵）。さらに、介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの機能を統合して、一体的に運用する計画も進められている¹⁶。介護情報基盤に一本化されれば、システム間の行き来が不要になり利便性が向上するだけでなく、それぞれに必要な運用保守などのコストの軽減が見込まれる。

これらに加えて、介護事業所の大規模化や協働化を後押しすることも重要である。大規模化・協働化することで、ICT 端末やカードリーダー等の初期投資や運用のコストを複数の事業所で負担したり、導入に伴う研修や設定作業を共同で実施したりすれば、効率的に介護情報基盤の活用に向けた環境を整えることができる。政府は 2022 年 4 月に社会福祉連携推進法人制度を創設し、社会福祉法人が経営基盤を強化して持続的に運営していけるよう、事業者間の連携・協働を促進した。2025 年 3 月末時点で、全国に 30 の社会福祉連携推進法人が設立されている¹⁷。また、社会福祉連携推進法人の設立に至らない小規模な法人についても、ネットワーク化による協働を推進している。職員の賃上げなどに優先的に取り組まなければならない介護事業所にとって、限られた規模の支援で介護情報基盤の利活用環境を整備するには、大規模化・協働化が有効な選択肢だろう。

まとめ

介護情報を安全かつ効率的に共有・活用できる介護情報基盤の整備は、高齢化が進む中で極めて重要である。特に 2040 年に向け、85 歳以上の人口が増加していくことを踏まえると、医療と介護の連携はこれまで以上に不可欠となる。全国医療情報プラットフォームの一部である介護情報基盤の構築が遅れ、関係者間での介護情報の共有が進まなければ、退院後の在宅介護や施設介護への引き継ぎが円滑に行えないなど、地域包括ケアシステムの深化や推進にも支障をきたす恐れがある。

¹⁴ 厚生労働省「介護情報基盤について」第 122 回社会保障審議会介護保険部会 資料 3（2025 年 6 月 30 日）

¹⁵ 厚生労働省 第 118 回社会保障審議会介護保険部会 議事録（2025 年 3 月 17 日）

¹⁶ 厚生労働省「介護情報基盤について」第 122 回社会保障審議会介護保険部会 資料 3（2025 年 6 月 30 日）

¹⁷ 厚生労働省ウェブサイト「社会福祉連携推進法人一覧」（2025 年 7 月 1 日閲覧）

電子処方箋の普及が遅れているなど¹⁸、医療情報を連携させる仕組みの整備に関しても依然として課題は多い。だが、医療・介護情報を一元的に把握できる全国医療情報プラットフォームが実現しなければ、超高齢社会における多様で複雑な医療・介護ニーズに的確に対応していくことは難しい。介護情報基盤の整備においても、介護保険事務システムの標準準拠システムへの移行や介護事業所の ICT 環境の整備など取り組まねばならないことは多いが、政府が主導し、早期かつ着実な全国実施を実現することが求められる。

¹⁸ 2025 年 7 月 1 日、電子処方箋の目標として掲げられていた「概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025 年 3 月までに普及させる」という方針が、電子カルテ／共有サービスと一体的に進めるとされ、実質的に 2030 年までの導入を目指す方向へと見直された（厚生労働省「電子処方箋・電子カルテの目標設定等について」第 7 回「医療 DX 令和ビジョン 2030」厚生労働省推進チーム 資料 2（2025 年 7 月 1 日））。